

## 小川村危険廃屋解体撤去補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、村内の景観及び住環境の向上並びに村民の安心安全の確保を図るため、村内の危険廃屋の解体及び撤去に係る経費の一部を補助することについて、小川村補助金交付規則（昭和52年小川村規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険廃屋 所有者等が現に居住その他の用に供しない建物（住宅・土蔵・車庫・店舗・事務所、物置等をいう。）で、周囲に危険を及ぼすおそれがあり、屋根、柱その他の建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部が朽ちる等により、使用することが不能であるものをいう。
- (2) 解体撤去業者 危険廃屋の解体及び撤去を行う資格を有する者をいう。
- (3) 自主施工者 危険廃屋の解体及び撤去を、請負契約によらないで、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）をはじめとする法令等を遵守して所有者自ら解体する者をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、村税等を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 村内に存する危険廃屋の所有者
- (2) 村内に存する危険廃屋の所有者から当該危険廃屋の解体及び撤去について委任を受けた者

(補助対象危険廃屋)

**第4条** 補助金交付の対象となる危険廃屋は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、村長が特別に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 個人が所有するもの
- (2) 建替えを目的としていないこと。
- (3) 土地の譲渡を目的としていないこと。
- (4) 公共事業等による補償の対象となっていないこと。

(補助対象経費及び補助金額)

**第5条** 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表1に掲げる額とし、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

3 補助金の交付は、第3条に規定する補助金交付対象者1人につき1回限りとする。ただし、第3条第2号で定める者については、この限りではない。

(事前審査)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、解体撤去工事着手前に小川村危険廃屋解体撤去工事計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) 対象危険廃屋の位置図
- (2) 解体撤去工事見積書

- (3) 解体撤去工事着手前の現況写真及び予定箇所の写真
- (4) 登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書
- (5) 納税証明書
- (6) その他村長が必要と認める書類

2 前項の場合において、計画書に係る危険廃屋の所有者と当該危険廃屋の所在する土地の所有者が異なるときは、計画書に当該土地の所有者の当該危険廃屋の解体及び撤去に係る同意書を添付しなければならない。

3 村長は、前項の規定により計画書の提出があったときは、補助要件に適合しているかを審査し、小川村危険廃屋解体撤去工事計画承認（不承認）書（様式第2号）により、審査結果を通知するものとする。

（補助金の交付申請）

**第7条** 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、小川村危険廃屋解体撤去補助金交付申請書（様式第3号。以下「補助金交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて完了の日から30日以内に村長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書及び支出証拠書類
- (3) 解体撤去工事請負契約書
- (4) 廃棄物処理に関する処分証明書類
- (5) 解体撤去工事完了写真
- (6) 補助金交付請求書
- (7) その他村長が必要と認める書類等

（補助金の交付決定）

**第8条** 村長は、補助金交付申請書の提出があったときは、現地調査を行い、当該申請内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の額を決定し、小川村危険廃屋解体撤去補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該補助対象者に通知する。

2 補助金の支払方法は、確定払とする。

3 前項に規定する補助金の交付決定には、解体撤去の日以後、当該土地を適切に管理することを条件として付するものとする。

（補助金の返還）

**第9条** 村長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認めた場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

#### 別表1（第5条関係）

施工者	補助対象経費	補助金額
解体撤去業者	危険廃屋の解体及び撤去に要した工事費	10分の2 限度額20万円
自主施工者	解体及び撤去する廃屋の延床面積に1平方メートルあたり900円を乗じた額	10分の10 限度額20万円

様式第1号 (第6条関係)

小川村危険廃屋解体撤去工事計画書

平成 年 月 日

小川村長 様

所有者  
住所  
氏名  
電話番号  
印

小川村危険廃屋解体撤去補助事業により解体及び撤去をしたいので、下記のとおり工事計画書を提出いたします。

事業計画内容

解体撤去対象物と構造	木造部 m <sup>2</sup> 非木造部 m <sup>2</sup>
解体撤去対象物の立地場所	小川村大字 番地
解体撤去対象物の推定建築年度	年度
工事の着工・完了予定日	(自) 年 月 日
	(至) 年 月 日
概算工事費	金 円
解体撤去委託業者名 又は解体撤去申請者本人氏名	名 称 住 所 電話番号
委任状の有無 (※本人申請は無)	有 ・ 無
添付書類等	1、対象危険廃屋の位置図 2、工事の見積書 (3社) 3、工事着手前の現況写真及び予定箇所の写真 4、登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書 5、納税証明書 6、その他

様式第2号（第6条関係）

小 第 号

平成 年 月 日

様

小川村長 印

小川村危険廃屋解体撤去工事計画承認（不承認）書

平成 年 月 日付で申請のあった、小川村危険廃屋解体撤去補助事業による解体撤去工事計画書について、審査の結果承認（不承認）いたします。

様式第3号 (第6条関係)

小川村危険廃屋解体撤去補助金交付申請書

平成 年 月 日

小川村長 様

住所

氏名 印

電話番号

小川村危険廃屋解体撤去補助事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 対象住宅等の所在地	小川村大字 番地
2 解体撤去工事等に要する経費	円
3 所有者同意事項	申請内容の確認のために必要があるときは、所有者の住民登録の状況、村税等の納税状況、村の他の制度の活用状況について、村長が関係当局に報告を求めることに同意します。
添付書類等	1、事業実績報告書 2、収支決算書及び支出証拠書類 3、解体撤去工事請負契約書 4、廃棄物処理に関する処分証明書類 5、工事完了写真 6、補助金請求書 7、その他

※下の欄には記入しないで下さい。

小川村 総務課 確認事項
解体撤去工事が完了したことを確認する。 平成 年 月 日 職名 総務課長 氏名 印 担当 氏名 印

様式第4号（第8条関係）

小 第 号  
平成 年 月 日

様

小川村長 印

小川村危険廃屋解体撤去補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で交付申請のあった下記補助金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業等の名称 小川村危険廃屋解体撤去補助事業
- 2 交付決定額 円
- 3 交付決定の内容 危険廃屋解体撤去補助
- 4 認 定 条 件
  - (1) この補助金は、目的以外に使用してはならない。
  - (2) この補助金について、村長の調査により補助の目的に従って遂行されていないと認められるときは、補助金の全部又は一部を返還させることがあります。

別添

平成 年 月 日

小川村長 様

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先（電話）

小川村危険廃屋解体撤去補助金交付請求書

下記の金額を交付してください。

請求金額 円

〔 ただし、平成 年 月 日付 小総第 号をもって補助金の交付額  
の決定を受けた平成 年度小川村危険廃屋解体撤去補助金 〕

この補助金を下記の口座に振り込んで下さい。

金融機関名	農協 銀行		本店 支店 出張所
預金種別	普通	当座	その他（ ）
口座番号	_____		
口座名義人	ふりがな		
	氏 名		